

矢掛町介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1号に規定する介護予防ケアマネジメント（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス及び一般介護予防事業等、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(事業の実施)

第4条 本事業は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、総合事業実施要綱第3条第1項第1号に規定する者とする。

(事業の内容)

第6条 本事業は、対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標の達成に向けて取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、サービス担当者会議の開催及びモニタリング・評価等を行うものとする。

2 この事業の実施にあたり、対象者の状況や提供を希望するサービスを踏まえて、次に掲げる類型に応じたケアマネジメントを別表の対象者に行うものとする。

(1) 原則的な介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントA」という。）

(2) 初回のみ介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントC」という。）

(使用する帳票類)

第7条 本事業では、次に掲げる帳票を使用する。

(1) 利用者基本情報（様式第1号）

(2) 介護予防サービス・支援計画書1・2（ケアマネジメント結果等記録表）（様式第2号）

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（様式第3号）

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）サービス評価表（様式第4号）

(5) その他地域包括支援センターが必要と認める書類

(事業利用の届出)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第5号）を町長へ提出しなければならない。

(利用の中止)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が的確でないと判断されるとき。

(委託料の支払い)

第10条 第4条第2項により本事業を受託した事業者は、月ごとに実績報告書（様式第6号）を町長に提出し、次の算定方法により算定した委託料を請求することができる。

(1) 1件につき4,000円

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算を算定した場合は、1件につき3,000円

2 委託料の支払いは事業者が岡山県国民健康保険団体連合会から受領する代理受領方式によって支払うこととする。

(返還)

第11条 町長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により委託料の支給を受けた者があるときは、支給した委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(秘密保持)

第12条 地域包括支援センター及び事業者（以下「事業実施者」という。）は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第13条 事業実施者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業実施者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業実施者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施者は前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第15条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、矢掛町介護予防ケアマネジメント事業廃止（休止）届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

介護予防ケアマネジメントの類型

類型	対象者	内容
ケアマネジメントA	現行の訪問介護相当・ 現行の通所介護相当の サービス利用者	アセスメント（課題分析）によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てケアプランを決定する。モニタリング訪問は3カ月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあったときに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更等を行うもの。
ケアマネジメントC	住民主体のサービスの 利用者等	緩和した基準によるケアマネジメントとして、基本的にサービス利用開始時のみケアマネジメントを行うもの。